

令和8年度

「ポップアップストア・ポップアップレストラン」推進業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度「ポップアップストア・ポップアップレストラン」推進業務委託

2 業務の目的

本業務は、東京都内において「ポップアップストア」及び「ポップアップレストラン」を期間限定で展開し、山梨県産食材（以下、「県産食材」という。）、山梨県産酒（以下、「県産酒」という。）等の販売並びに県産食材を活用した料理の提供を通じて、山梨県の食とそれを支える文化、歴史、自然、テロワール等の魅力を総合的に発信するものである。

これにより、県産食材等の認知度向上及び消費拡大、ブランド価値向上を図るとともに、本県への観光誘客につなげることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 委託業務

（1）業務の背景・基本的な考え方

ア ブランド価値向上および本県への誘客の考え方

山梨県は、日本有数の果樹産地、日本ワイン発祥の地、高品質な農畜水産物やエンカル農畜産物の生産地等として高いポテンシャルを有している。

一方で、本県の食の魅力を首都圏の消費者へ効果的に発信し、実際の購買や観光誘客につなげるためには、県産食材や県産酒に加え、それらを育む文化、歴史、自然、テロワール等の魅力を総合的に体験できる機会の創出が必要である。また、県が推進する地域ブランド戦略においては、個々の県産品や地域資源の強みを県全体の魅力として効果的に発信し、相乗効果を生み出していくことが課題とされている。加えて、県外消費者が県産農畜水産物の魅力や生産背景、食文化等の情報を総合的に入手し体験できる機会は必ずしも十分ではないことから、食を切り口とした戦略的な情報発信が求められている。

このため、本事業では、やまなしの食にまつわるストーリーを一体的に体験できる場として「ポップアップストア」を開催するとともに、やまなしの食材や県産酒の魅力を料理として体感できる場として「ポップアップレストラン」を展開する。

これらの取り組みを通じて、山梨の食文化全体の価値向上を図るとともに、県産品の認知度向上及び消費拡大につなげ、さらには本県への観光誘客を目指す。

イ ターゲット層

本事業の主たるターゲットは、首都圏在住の30代以上を中心とした、食や酒、旅行、地域資源、エシカル消費への関心が高く、地域のストーリー性や生産背景、体験価値を重視して商品・サービスを選択する消費者層とする。

- 例)
- ・食や酒への関心が高い層
 - ・地域文化・体験価値を重視する層
 - ・ワイン・日本酒に関心の高い層
 - ・美食・旅行に関心の高い層

ウ 事業コンセプト

山梨県が誇る多彩で高品質な食材と、その背景にある風土・文化・歴史等の魅力を首都圏の消費者に五感で体感してもらうことで、県産食材への理解と共感を醸成し、継続的な消費拡大やブランド価値の向上、本県への観光誘客につなげる。

エ 本業務の目指す姿

県産食材等の認知度向上及び消費拡大、ブランド価値向上を図るとともに、本県への観光誘客につなげる。

(2) 業務内容

ア 全般事項

受託事業者は事業全体の企画、運営、広報及び効果測定を実施する。
また、県・関係団体・出店者との連絡調整を行うものとする。

イ ポップアップストアの開催

(ア) 目的

県産食材や加工品等の販売及びやまなしの食にまつわる文化等の体験ブースを設置し県産食材等の認知度向上及び消費拡大、ブランド価値向上を図るとともに、本県への観光誘客につなげる。

(イ) 内容

以下の県産食材及び加工品等を中心に販売する。

- ・県産農畜水産物
 - ・県産エシカル農畜産物
 - ・県産食材を使用した加工品
 - ・県産酒（ワイン、日本酒、クラフトビール等）
 - ・農政部事業「エシカル農畜産物等消費促進（WEB 媒体情報発信）業務」で取扱のある生産物等
- 販売品については、県と協議の上決定すること。

(ウ) 実施回数

1 回以上

実施回数については、県と協議の上決定すること。

(エ) 開催期間

各回 5 日～14 日程度

開催時期や期間については、県と協議の上決定すること。

(オ) 開催場所

- ・東京都内のターゲット層が集まる場所

(カ) 実施内容

ターゲット層の嗜好に沿った内容のブースを設置すること。

【販売ブース】

- ・商品販売
- ・生産者 PR（生産者の声や生産者の紹介）
- ・商品を使用したレシピの紹介
- ・商品を使用している県内レストランの紹介

※紹介の方法については、生産者・料理人のインタビュー動画等、生産者・料理人の想いが伝わるものを作成し、来場者に効果的に伝わる工夫をすること。

※販売ブースの内容は、県と協議の上決定すること

【体験ブース】

- ・試食・試飲（販売商品の試食・試飲、ペアリング等）
- ・体験ブース（食にまつわる文化や自然、テロワール等を来場者が触れたり、見たり、聞いたり、学んだりできるもの）
- ・観光情報発信（山梨の四季を中心とした観光情報発信）

※体験ブースの内容は、県と協議の上決定すること。

【予約ブース】

- ・ワイナリー見学やレストラン・宿泊施設等の予約ができるブース

※参加ワイナリーやレストラン等は、県と協議の上決定すること。

【来県誘客】

- ・来場者が実施に山梨県に訪れたくなるような導線を考えること。

例) クーポン・割引券の配布、宿泊券・お食事券の抽選等

※最も重要な要素となるため、県と協議の上決定すること。

※上記以外に検討すべき案がある場合は、提案すること。

ウ ポップアップレストランの開催

(ア) 目的

県産食材を使用した料理を東京都内の受託事業者の運営する飲食店等又は、訴求力の高いレストラン（ミシュラン、ゴ・エ・ミヨ掲載店等）数店舗で提供することで、「美酒・美食王国やまなし」ブランドの価値向上、観光誘客につなげる。

また、美食コンソーシアムのメンバーと連携し、県産食材を使用したメニュー開発等を行い、上述の飲食店等での提供を検討することで、さらなる事業効果を狙う。

(イ) 開催回数

- ・ 1 回以上
- ・ 複数店舗
- ・ 開催回数や開催時期は、県と協議の上決定すること。

(ウ) 実施内容

- ・ ポップアップストアとの連動を行い、双方で連動した情報発信等を行い集客を高めること。
- ・ 県産食材を使用した特別な料理を提供（美食コンソーシアムコラボ）
- ・ 県産酒等とのペアリング
- ・ 生産者紹介（利用者に生産者の想いや食材のストーリーが伝わる工夫をすること。）
- ・ 県産食材をシェフ等に知ってもらうため、「食材流通コーディネーターによる食材流通活性化事業等」と連携し、産地見学等に参加してもらうこと。

※上記以外に検討すべき案がある場合は、提案すること。

(エ) 店舗

- ・ 訴求力の高い料理を提供する東京都内の飲食店等（ミシュラン、ゴ・エ・ミヨ等掲載店）2 店舗以上。
- ・ または、上記に掲載されていなくても、同等の訴求力を有する料理店であれば可とする。
- ・ 店舗の選定や最終決定は、県と協議の上決定する。

エ プロモーション

本事業の認知拡大を図るため、以下を実施する。

【実施内容】

- ・ 産業振興課のワイン・日本酒振興事業や地域ブランドグループのフラッグシップ道の駅事業等の PR や誘客によって、部局横断によるイベント連携を図ること。
- ・ SNS による発信（事業者のアカウントおよび県のアカウントによる情報

発信情報発信)。

- ・やまなしビジョナリーズユニットによる情報発信。
- ・料理専門誌等の外部メディアにポップアップレストランでの提供メニューを掲載。

オ 効果検証

事業の有効性を検証するため、来場者アンケート、売上集計、来店属性分析 SNS 分析、メディア掲載分析を実施する。アンケートの内容については、県と協議の上、決定すること。

効果検証実施後、次年度以降の展開案を提案すること。

カ その他

(ア) 実施内容等に関する協議

本業務における各種事業の実施内容、実施方法、講師等、取材先、使用する媒体等については、業務の進捗や状況に応じて、都度県と受託事業者が協議の上で決定又は調整するものとする。

(イ) 保険の加入

本業務の実施にあたり、必要に応じてイベント保険等、業務内容に応じた各種保険に加入すること。

(ウ) 写真・成果物の利用に関する同意取得

本事業の参加者に対し、事業実施時に撮影又は提供された写真・映像・資料等について、山梨県（山梨県から委託を受けた第三者を含む。）が、広報及び情報発信を目的として、無償で使用できることについて、あらかじめ同意を得ること。

(エ) ポスター・チラシ等の仕様

ポスター及びチラシ等の制作物については、原則として次の仕様により作成すること。

チラシ仕様：A4 判／フルカラー／1 ページ程度

ポスター仕様：A2 判程度（内容に応じて県と協議）／フルカラー／1 ページ程度
県への納品物：チラシ 50 部、ポスター 5 部、PDF データー一式

(オ) 撮影データの納品形式

事業実施時に撮影したデータについては、次の形式で県へ納品すること。

① 画像

納品形式：JPEG 又は PNG／解像度：概ね 300dpi 程度

② 動画（1～3 分程度、県と協議）

納品形式：MP4／動画解像度：原則としてフル HD（1920×1080）以上を目安

(カ) 業務遂行における使用ツール

本業務の進捗管理、各種申込受付、アンケートの実施及び集計、資料共有等に
あたっては、原則として Microsoft Forms 及び Microsoft OneDrive 等、県が
閲覧可能なツールを使用すること。

なお、県の利用環境上、Google 等一部のツールは閲覧できない場合があるため、
使用にあたっては事前に県と協議すること。

(キ) 中止・延期時の対応

台風、豪雨その他の天候の悪化等により、やむを得ず本業務に係る事業の中止
又は延期を県が判断した場合には、県と受託事業者が協議の上、日程の再調整
を行い、可能な限り再度実施を図ること。

(ク) 情報発信・メディア対応

本業務の実施にあたり、県が別途行うプレスリリースや県公式 SNS 等による情
報発信に際しては、画像コンテンツの提供や文章作成支援を行うとともに、本
業務により実施する各種施策について、メディア取材の誘致に協力すること。

(ケ) アンケート結果等の分析・提案

本業務で実施したアンケート結果やヒアリング内容等については、多角的な視
点から分析・検証を行い、今後の事業展開や改善に資する提案を行うこと。

(コ) 経費負担の考え方

本業務に係る経費について、本仕様書において県の費用負担と明示されていな
いものは、すべて委託料に含まれるものとする。

(サ) 仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項及び各業務の詳細な運用については、本業務の目的
及び趣旨を踏まえ、県と受託事業者が協議の上で決定するものとする。

5 業務達成度の評価指標（KPI）

- ・ ポップアップストア来場者数（1日あたり） 500人以上
- ・ ポップアップレストラン客数（1店舗あたり） 座席数の70%以上
- ・ SNS 総リーチ数 100,000件
- ・ メディア掲載件数 15件以上
- ・ 来場者満足度 80%以上
- ・ 来県意向率 70%以上

※KPI については、県と協議の上決定することとし、上記以外に KPI の追加を
行っても構わない。例）来県特典利用者数等

6 県への実施状況報告等

- (1) 業務遂行にあたって、進捗状況や実施方針等を確認するため、県の担当者と毎
月2～3回程度打ち合わせを実施すること。（オンライン可）

- (2) 委託業務完了後、速やかに以下の資料を紙及び電子媒体で県に提出すること。
 - ア 実施報告書（様式1）
 - イ 経費内訳書
 - ウ 記録写真
 - エ その他県が指定するもの（打ち合わせ記録、各種資料等）
- (3) 納品方法
 - ア 紙媒体（カラー印刷） 1部 郵送又は持参
 - イ 電子媒体（ファイル形式：PDF） メール
- (4) 納期
令和9年2月26日（金）
- (5) 納品先
〒400-8501
山梨県甲府市丸の内1-6-1（山梨県庁別館2階）
山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興グループ 美酒・美食

7 成果物の帰属

- (1) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- (2) 受託事業者は、本業務により受託事業者が制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- (3) 成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- (4) 受託事業者は、受託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 本事業に際し、企業・団体等の協賛を募集する場合は、事前に県に協議し、承認を受けること。協賛により得られた資金、物品、サービス等はすべて本業務の費用に充当するものとする。
- (6) 本業務内で専用のホームページを作成する場合、基本、県のホームページ内に作成するものとし、県と協議の上作成すること。

8 留意事項

- (1) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (2) 委託業務の遂行に際しては、関係法令を遵守すること。
- (3) 委託業務の遂行に際しては、酒類提供に関する法令を遵守すること。
- (4) 委託業務の遂行に際しては、食品衛生法を遵守すること。

- (5) 委託業務の遂行に際しては、イベント保険等の保険に加入すること。
- (6) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (7) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「ポップアップストア・ポップアップレストラン推進業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- (9) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (10) 委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

9 その他

(1) 再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、天災事変その他やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。

【様式 1】

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所 :

名 称 :

代表者氏名 :

印

令和 8 年度「ポップアップストア・ポップアップレストラン」推進業務実施報告書

令和 年 月 日付けで委託を受けた令和 8 年度「ポップアップストア・ポップアップレストラン」推進業務について、業務が完了したので報告書を提出します。

【提出書類】

委託業務実施報告書

令和 8 年度
「ポップアップストア・ポップアップレストラン」推進業務

委託業務実施報告書

委託業務実施期間

令和 8 年 月 日 ～ 令和 9 年 2 月 2 6 日

事業受託事業者名称

【作成上の留意点】

- ・ 報告書の様式は自由です。
- ・ 実施した業務の具体的な内容に応じて、次の 1 から 3 の項目と添付資料について、説明文に沿って作成してください。
- ・ 項目毎の行数やページ数に制限はありません。
- ・ この様式によって作成する場合、この「【作成上の留意点】」の文章及び四角で囲まれた説明文は削除して結構です。

1 業務実施概要

- ・ 実施した業務の概要を簡潔にまとめてください
- ・ 業務で得られた成果の達成状況を記載してください。

2 業務の実施状況

- ・ 仕様書「4（2）ア～オ」の項目に沿って、業務の実施状況を記載してください。
（共通事項については纏めて記載しても結構です）

3 まとめ

- ・ 委託業務の実施結果全体の振り返りを記載してください。
この際、2に記載したそれぞれの業務が全体としてどのようなつながりを持ち、成果に繋がったのか、また、その成果が令和9年度のポップアップストア・ポップアップレストランにどのように貢献するのかを整理して記載してください。